

使木工頭棟範參上、申曰、只今可參上之處、腰所勞不快、仍所獻棟範也、頭辨今朝來申仰旨、御即位事議定、猶於院可宜歟云々、廿八日、頭辨參上、御即位延否事奏聞、予傳奏、以左府被申之旨、被仰合右相府、右相府猶延引可宜之由、被申、皇后宮大夫同左府、被遂行可也、堀川大納言殿、天下未平、暫可被相待之由、令申給、八條中納言長方、大概同右府、舊主御時、東國不通之間、被行大嘗會、其例不快、尤可有思慮事歟、仰曰、昨日被仰攝政、猶被遂行可宜歟、廿九日、有御即位定、秉燭以後、左府左大辨等參陣、先有伊勢幣定、次有即位定、左大辨執筆、

〔増鏡おごるの下〕御門はじまり給ひてより八十二代にあたりて、後鳥羽院と申おはしましき、中略 壽永二年八月廿日、御とし四にてくらゐにつかされたまひけり、内侍所神璽寶劔は、じやうゐの時かならずわたる事なれど、せんてい徳安つくしにいでおはしにければ、こたみは、はめて三の神器なくて、めづらしきためしになりぬべし、

〔源平盛衰記 四十一〕新帝御即位事

同元曆元 二十八月日ニハ、新帝鳥羽太政官廳ニテ御即位アリ、中略 神武天皇ヨリ以來八十二代

神璽寶劔ナクシテ御即位ノ例、今度始トゾ申ス、

〔皇年代略記 光嚴〕元弘元年辛未、九月廿日癸巳、踐祚十九、被下、太上天皇、花園詔命、十月六日、渡劔璽

自六波羅奉渡土御門東洞院皇居、或説神璽聊有子細云々、

○按ズルニ、當時神器ハ、南朝ノ天皇奉ジ給ヒシヲ以テ、北朝ノ天皇ハ、獨リ踐祚ノ時ノミナラズ、即位ノ時モマタ、或ハ僞造ノ神器ヲ以テシ、或ハ全ク神器ナクシテ、其式ヲ行ハセ給ヘリ、光

明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松天皇、皆然ラザルハナシ、

〔後深心院關白記〕應安四年三月廿三日丁未、今日天皇光嚴讓位也、儲王圓融先於柳原内裏有御元服事、事了人々參新帝御所、無劔璽渡御之儀、内侍所渡御云々、○節略